

堺市公報 第434号	令和8年10月9日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	1
○道路法に基づく市道の自転車歩行者専用道路等の指定について	
【建設局土木部路政課】	2
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等の決定について	
【ICTイノベーション推進室】	3
○地域農業経営基盤強化促進計画の変更について	
【産業振興局農政部農水産課】	4
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	5
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	6

告 示

堺市告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 市道路線区域決定調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線区域決定調書のとおり
- 4 供用開始の区間 市道路線区域決定調書のとおり

市道路線区域決定調書

整理 番号	路線名	起 点 終 点	敷 地 の		備考
			幅員m	延長m	
4746	遠里小野浅香山10 1号線	堺区遠里小野町1丁29 番地先 堺区浅香山町3丁62番 2地先	2.90 4.00	2496.00	

堺市告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、自転車歩行者専用道路を次のように指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 路線名 自転車歩行者専用道路等の指定調書のとおり

2 指 定 す る 道 路 自転車歩行者専用道路等の指定調書のとおり

3 指 定 す る 期 日 告示の日

自転車歩行者専用道路等の指定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	備考
746	遠里小野浅香山101号線	堺区遠里小野町1丁29番地先 堺区浅香山町3丁62番2地先	自転車歩行者専用 道路の指定

公 告

堺市公告第565号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税総合電算システム標準化に係るデータ移行業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
ICTイノベーション推進室
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年8月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 関西支社（大阪）

支社長 坂本 眞司

大阪府大阪市北区大深町5-54

5 随意契約に係る契約金額

¥359,039,924-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第566号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するため、同条第7項の規定により、その案を次のとおり公告し、その関係図書を堺市産業振興局農政部農水産課において当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、堺市に意見書を提出することができる。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 変更する地域計画の名称

中区（陶器北地区圃場整備を除く）

東区

南区（鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備及び別所地区を除く）

美原区（菅生地区及び菅生新田地区を除く）

菅生地区

## 2 地域計画の変更の案

別紙のとおり

（「別紙」は、省略し、その内容を堺市ホームページ「地域計画について」

(<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nosui/nosuisangyo/tiikikeikaku/index.htm>

1) に掲載する。)

## 3 縦覧場所

堺市産業振興局農政部農水産課

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-6971

## 4 縦覧期間

令和8年10月9日から同月23日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

堺市公告第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区平井931番1、931番9から931番12まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区北花田町二丁237番3及び237番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区北花田町3丁17番地4 ディーセント北花田502号

三好 務